

# 井川小学校いじめ防止基本方針

井川町立井川小学校

平成26年5月26日策定

平成28年5月30日改正

## 1 基本方針策定の趣旨

本校教育にとって、全ての児童が安心して生活するために、いじめ根絶に向けた取り組みを充実させることは大変重要です。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処・対策を効果的に推進するため、次の基本方針を定めます。

## 2 いじめ防止に関する基本的考え方

「いじめ」とは、本校に在籍している当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）をさし、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」という強い意識をもちます。
- (2) いじめを発見したら、その時点ですぐに対応します。
- (3) いじめを受けた児童を守りながら、組織で迅速に対応します。
- (4) いじめた児童に対し、毅然とした態度で指導します。
- (5) 重大事態には、諸機関と連携を取って解決を図ります。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 道徳教育や体験活動の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させます。
- ・ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、正義感や豊かな心を養います。

### (2) 縦割り活動や児童会活動の充実

- ・ 年齢に関係なく相手を思いやることができるよう、縦割り活動を充実させます。
- ・ 児童会や学級会で、いじめについて話し合います。

### (3) 一人一人が活躍できる学級づくりの推進

- ・ きまりを守る、温かい学級づくりをめざします。
- ・ お互いのよさを認め合う場づくりを積極的に進めます。

## 4 いじめの早期発見

- ・ 定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめの実態把握に努めます。
- ・ 保護者面談等の充実を図り、保護者といじめに関して相談できる体制をつくります。
- ・ 休み時間や放課後の児童の様子や個人ノート・生活ノート等で、情報の収集に努めます。
- ・ 町三校園連絡協議会、民生児童委員との情報交換会等で、地域との連絡を密にします。

## 5 いじめの発見や通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり通報を受けた場合、速やかに当事者等に事情を確認し、「いじめ防止対策委員会」を招集して、対応に当たります。
- ・ いじめが犯罪行為等の重大事態であった場合には、井川町教育委員会に報告し、町教委の指示のもとに調査組織を設置して事実関係の把握を行った後、必要な措置を行います。

## 6 指導体制

- ・学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等，組織的な対応を行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。なお，必要に応じて外部機関や専門家の活用も図ります。
- ・「いじめ防止対策委員会」は，年間計画の作成やいじめ防止学習プログラムの作成、アンケートの結果分析や職員研修の企画運営を行うとともに，いじめ発生時には指導方針を定めて具体的な取り組みの提示や外部機関との連携、被害者と加害者へのケア、家庭への働きかけや児童の全体指導等を行います。

## 7 年間活動計画

| 期      | 月    | 活 動 内 容                                                         |
|--------|------|-----------------------------------------------------------------|
| 前<br>期 | 4 月  | ・ 第 1 回いじめ防止対策委員会<br>・ 第 1 回学校生活アンケート                           |
|        | 5 月  | ・ 第 1 回子どもを語る会                                                  |
|        | 6 月  | ・ 第 1 回いじめアンケート<br>・ 担任と児童との個人面談<br>・ 第 2 回いじめ防止対策委員会           |
|        | 7 月  | ・ 担任と保護者との個人面談                                                  |
|        | 8 月  | ・ 第 2 回児童を語る会                                                   |
|        | 9 月  | ・ 第 3 回いじめ防止対策委員会<br>・ 第 2 回学校生活アンケート                           |
| 後<br>期 | 10 月 | ・ 保護者対象いじめアンケート<br>・ 第 3 回子どもを語る会                               |
|        | 11 月 | ・ 不登校・いじめ等児童理解に関する職員研修会                                         |
|        | 12 月 | ・ 第 4 回いじめ防止対策委員会<br>・ 第 2 回いじめアンケート<br>・ 担任と児童との個人面談           |
|        | 1 月  | ・ 第 4 回児童を語る会                                                   |
|        | 2 月  | ・ ネットトラブル防止講習会(高学年対象)<br>・ 第 3 回学校生活アンケート                       |
|        | 3 月  | ・ 第 5 回いじめ防止対策委員会<br>・ 今年度の反省と次年度へ改善方針・引き継ぎ事項<br>・ 新入学予定児童の情報交換 |